

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく  
経済産業大臣を主務大臣とする  
特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き  
(第3版)

令和7年12月

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

## 目次

はじめに .....	2
I 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要 .....	3
1 目的 .....	3
2 特定水銀使用製品の定義 .....	5
3 特定水銀使用製品規制の概要 .....	5
表1 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣 .....	6
II 特定水銀使用製品に係る手続 .....	9
1 特定水銀使用製品の製造の許可・特定水銀使用製品の使用の制限 .....	9
(1) 特定水銀使用製品の製造の許可を必要とする者 .....	10
(2) 「条約で認められた用途」について .....	10
(3) 特定水銀使用製品であるリレーの規制措置の運用について .....	13
(4) 申請手続き .....	13
(5) 特定水銀使用製品製造許可申請書の記載要領 .....	15
(6) 許可申請に係る添付書類要領 .....	16
(7) 許可審査基準 .....	17
(8) 主務大臣による許可の実施 .....	19
(9) 許可の有効期間 .....	19
2 許可後の手続 .....	20
(1) 変更の許可・届出 .....	20
(2) 承継の届出 .....	22
(3) 主務大臣による許可の取消し等 .....	23
3 既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認 .....	24
(1) 特定水銀使用製品に係る承認を必要とする者 .....	24
(2) 申請手続き .....	28
(3) 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の記載要領 .....	29
(4) 承認申請に係る添付書類 .....	29
(5) 承認審査基準 .....	30
(6) 主務大臣による承認の実施 .....	30
III 様式 .....	31

## はじめに

この手引きは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「法」という。）及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号。以下「令」という。）に基づく以下の手続を行う予定の事業者の方々に対し、経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の製造及び部品として他の製品の製造に用いることに係る申請・届出手続及び審査を効率的に進める観点から、経済産業省における審査に係る一連の手順について説明するとともに、各段階において提出が求められる書類等を説明するものです。

- 特定水銀使用製品を製造しようとする場合の許可の申請（法第 6 条第 1 項）
- 製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとする場合の許可の申請（法第 9 条第 1 項）
- 特定水銀使用製品の許可製造者の氏名等に変更があった場合の届出（法第 9 条第 2 項）
- 相続や合併等によって、特定水銀使用製品の許可製造者の地位の承継があった場合の届出（法第 11 条第 2 項）
- 規制開始前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請（根拠法令については P. 25 表 2 参照のこと）

※経済産業大臣以外が主務大臣である特定水銀使用製品については各所管官庁へお問い合わせください。

※輸出入については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）に基づき規制されております。詳細は以下を御参照ください。

- 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品の輸出入管理

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/08\\_minamata/](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/)

※その他、法の各規定の解釈等については、以下 Q & A を御参照ください。

- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 Q & A

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/mercury/faq.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/faq.pdf)

## I 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

### 1 目的

本法は、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための必要な措置（例えば、水銀鉱の掘採の禁止、水銀使用製品の製造等の規制、特定の製造工程における水銀等の使用の禁止、水銀等を使用する方法による金の採取の禁止、特定の水銀等の貯蔵の規制、水銀を含有する再生資源の管理の規制）を講ずることにより、関係法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とします（図1参照）。

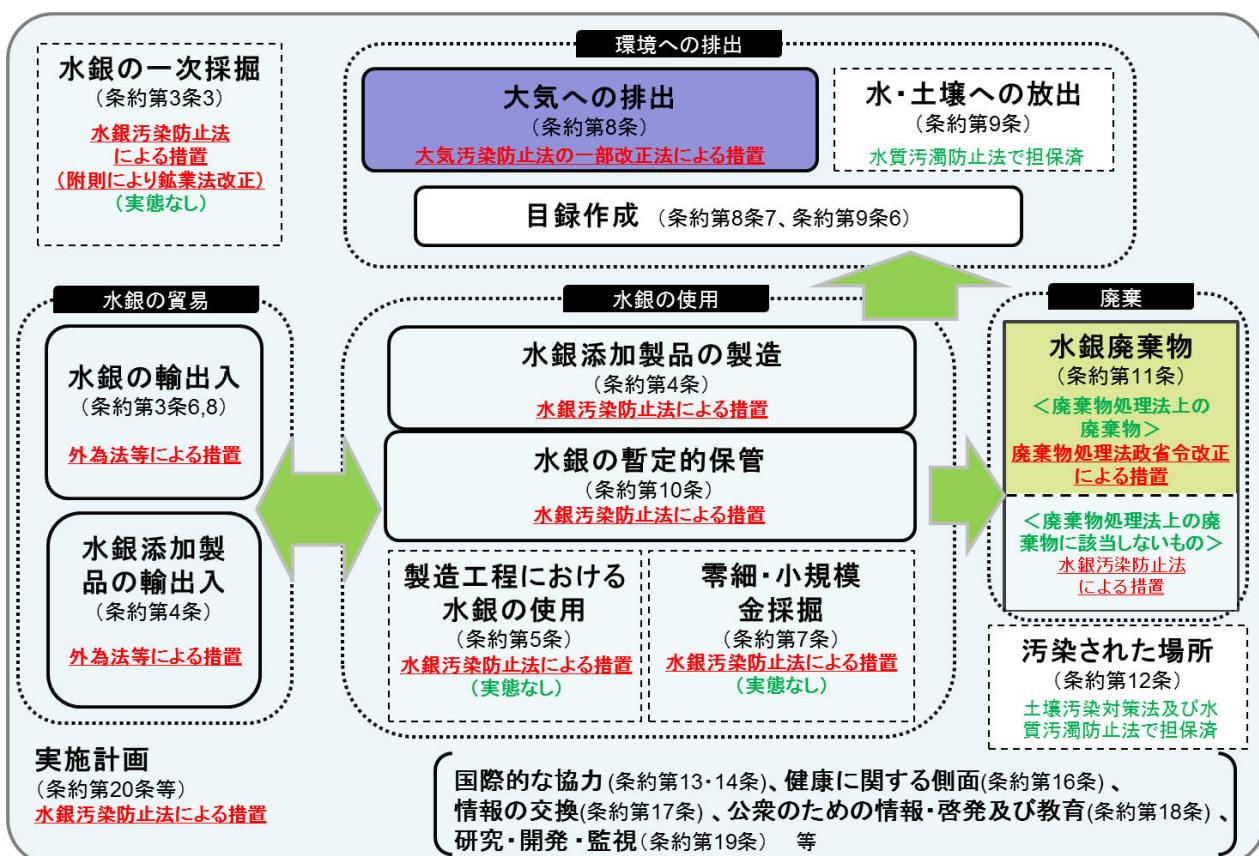


図1 水俣条約の構成と担保措置等との関係

## ＜水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定概要＞

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。(法第 3 条)
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。(法第 4 条)
- (3) 「特定水銀使用製品」について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。(法第 5 条～第 12 条)
- (4) 現在把握されていない新たな用途で利用する水銀使用製品について、製造・販売を抑制する等の所要の措置を講じる。(法第 13 条～第 15 条)
- (5) 水銀使用製品の適正な分別回収のため、国・市町村・事業者の責務を設ける。(法第 16 条～第 18 条)
- (6) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。(法第 19 条)
- (7) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。(法第 20 条)
- (8) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。(法第 21 条、第 22 条)
- (9) 水銀含有再生資源（水俣条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。(法第 23 条、第 24 条)
- (10) その他罰則等所要の整備を行う。(法第 25～35 条)

## 2 特定水銀使用製品の定義

### (定義)

法第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

法第2条第1項中、「水銀等が使用されている」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に用いられている状態であると解釈されます。製造・販売時に水銀等が充填されている製品だけでなく、製造・販売時には一時的に製品と水銀が分離しており、水銀を充填することによってのみ機能を有する製品（例：水銀圧入法測定装置、水銀滴下電極）も「水銀使用製品」に該当します。他方、水銀以外の物質を充填した場合でも機能を有する製品は、「水銀使用製品」には該当しません。

特定水銀使用製品とは、水銀使用製品のうち、その製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして令第1条に規定された製品のことをいいます。特定水銀使用製品については、その種類に応じて、異なる規制開始日（製造禁止となる時期）が規定されています。令第1条の規定、各規制開始日及び主務大臣については、P. 6~8 の表1「特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣」にまとめてあります。

## 3 特定水銀使用製品規制の概要

特定水銀使用製品を製造しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければなりません。

許可製造者は、製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとする場合、主務大臣の許可を受けなければなりません。また、名称、住所等の変更又は相続や合併等によって許可製造者の地位の承継があったときは、その旨を主務大臣に報告しなければなりません。

規制開始日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる者は、主務大臣の承認（以下「用途適合承認」という。）を受けなければなりません。

表1 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣

	特定水銀使用製品	規制開始日	主務大臣
(1)-1	電池 ((1)-2 イ、口を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記以外の電池 平成30(2018)年1月1日</li> <li>●ボタン電池であるアルカリマンガン電池 令和2(2020)年12月31日</li> </ul>	経済産業大臣
(1)-2	<input checked="" type="checkbox"/> 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の1%未満であって、ボタン電池であるものに限る。） <input type="checkbox"/> 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の2%未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	令和8(2026)年1月1日	経済産業大臣
(2)	スイッチ及びリレー	令和2(2020)年12月31日	経済産業大臣
(3)-1	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のもの）	平成30(2018)年1月1日	経済産業大臣
(3)-2	一般照明用の電球形蛍光ランプ（上記(3)-1以外のもので、定格消費電力が30ワット以下のもの）	令和8(2026)年1月1日	経済産業大臣
(3)-3	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（上記(3)-1以外のもの） 一般照明用の電球形蛍光ランプ（上記(3)-1、(3)-2以外のもの）	令和9(2027)年1月1日	経済産業大臣
(4)-1	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの <input type="checkbox"/> 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のもののうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成30(2018)年1月1日	経済産業大臣
(4)-2	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの（上記(4)-1以外のもの）	令和9(2027)年1月1日	経済産業大臣
(4)-3	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 三波長形の蛍光体を用いたもの（上記(4)-1以外のもの）	令和10(2028)年1月1日	経済産業大臣
(5)-1	一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）であって、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	令和9(2027)年1月1日	経済産業大臣
(5)-2	一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）のうち、次に掲げるものであって三波長形の蛍光体を用いたもの	令和10(2028)年1月1日	経済産業大臣
(6)	一般照明用の高圧水銀ランプ	令和2(2020)年12月31日	経済産業大臣
(7)-1	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの <input type="checkbox"/> 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1,500ミリメートル以下のもの <input type="checkbox"/> 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1,500ミリメートルを超えるもの	平成30(2018)年1月1日	経済産業大臣
(7)-2	(7)-1に該当しない、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ	令和8(2026)年1月1日	経済産業大臣

(8)	化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）*2	平成30(2018)年1月1日	経済産業大臣
(9)	動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサール）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）	●下記以外のもの 平成30(2018)年1月1日  ●マークリクロム液 令和2(2020)年12月31日	●下記以外： 経済産業大臣  ●医薬品、医薬部外品： 厚生労働大臣  ●農薬、動物用医薬品： 農林水産大臣
(10)	気圧計（電気式のものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	経済産業大臣
(11)	湿度計（電気式のもの及び(13)イに掲げるガラス製湿度計を部品として用いて製造されるものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	経済産業大臣
(12)-1	圧力計（電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。） イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。口において同じ。）が1,300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が66,000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計	令和2(2020)年12月31日	経済産業大臣
(12)-2	圧力計のうち、次に掲げるもの ロ 電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。） (1) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差の限度が一パーセントのもの (2) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が三パーセント以内のもの（(1)に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが一・五メートル以上のものに限る。）	令和8(2026)年1月1日	経済産業大臣
(13)	温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。） イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超える500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超える500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの	令和2(2020)年12月31日	●専ら人に用いる体温計： 厚生労働大臣・経済産業大臣  ●専ら動物に用いる体温計： 農林水産大臣
(14)	血圧計（電気式のものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	●専ら人に用いる血圧計： 厚生労働大臣・経済産業大臣  ●専ら動物に用いる血圧計： 農林水産大臣

(15)	脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ	令和7(2025)年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専ら医療機器であるもの： 厚生労働大臣・経済産業大臣</li> <li>●専ら動物用医療機器であるもの： 農林水産大臣</li> </ul>
(16)	真空ポンプ	令和7(2025)年1月1日	経済産業大臣
(17)	車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられる おもり	令和7(2025)年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車（二輪車含む）、産業機械（農業機械含む）及び航空機に用いられるもの： 経済産業大臣</li> <li>●鉄道車両に用いられるもの： 国土交通大臣</li> </ul>
(18)	写真フィルム及び印画紙	令和7(2025)年1月1日	経済産業大臣
(19)	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬	令和7(2025)年1月1日	経済産業大臣

## II 特定水銀使用製品に係る手続

### 1 特定水銀使用製品の製造の許可・特定水銀使用製品の使用の制限

#### (特定水銀使用製品の製造の許可)

法第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
- 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

#### (欠格事由)

法第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

#### (許可の基準)

法第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

#### (特定水銀使用製品の使用の制限)

法第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

## （1）特定水銀使用製品の製造の許可を必要とする者

特定水銀使用製品を前述の規制開始日以降に製造しようとする者は、主務大臣の許可を受ける必要があります（法第6条）。反復継続しない単発行為としての製造であっても、その数量の多寡にかかわらず、主務大臣の許可を受ける必要があります。主務大臣は、申請書及び添付書類の記載内容から、水俣条約で認められた用途（次項（2）『「条約で認められた用途」について』参照）のために製造されることが確実であると認められなければ、許可をすることができません（法第8条）。許可には、有効期間を定めることになります。

また、製造の許可を受けて製造した特定水銀使用製品又は外為法の輸入承認を受けて輸入した特定水銀使用製品でなければ、原則としてこれを部品として他の製品の製造に用いることはできません（法第12条）。

製造の許可又は変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した者、偽りその他不正の手段により許可又は変更の許可を受けた者や上記法第12条を遵守しなかった場合は、3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます（法第32条第1号～第3号）。

製造の許可や変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した場合、又は用途適合承認を受けずに特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いた場合、当該特定水銀使用製品の製造者に対し、製品の回収や、製品回収のための周知活動等、特定水銀使用製品による環境の汚染を防止するために必要な措置をとるよう命ぜられることがありますので、ご留意ください。

なお、法の違反等の欠格事由に該当する者は許可を受けることはできず、欠格事由に該当するに至った場合や不正の手段により許可を受けた場合には、当該許可が取り消されます（法第7条）。

## （2）「条約で認められた用途」について

次のア～オについては、水俣条約附属書Aに規制対象の例外として明示されているものとなります。各項目について（2）-1～（2）-6のとおり補足いたします。

### ＜条約で認められた用途（製造禁止の例外）＞

- ア. 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
  - イ. 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
  - ウ. 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び繼電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- エ. 伝統的な慣習又は宗教上の実践において使用される製品
- オ. 保存剤としてのチメロサールを含むワクチン
- カ. 非電気式並びに電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの）

※条約上の「水銀添加製品」は、法において「水銀使用製品」（＝水銀等が使用されている製品）に該当します。条約上の水銀添加製品の定義が部品を含むことも踏まえ、「水銀使用製品」は部品も含む概念とされます。なお、「水銀等が使用されている」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に用いられている状態を指し、不純物として非意図的に微量の水銀等が含有されている場合は含みません。

#### （2）－1 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品

○ 国の防衛、治安の維持、国民の生命・身体・財産の保護等のための活動で使用する製品を想定しています。ただし、これらの活動を行う組織が使用する製品であっても、市民の保護等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「不可欠な製品」には該当しません。

#### （2）－2 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

○ 「研究」とは、官公立、民間を問わず学校、研究所、試験所、検査機関における試験、実験、研究、開発、検査等の行為を想定しています。

○ 「計測器の校正」とは、計測器の指示値と標準によって実現される値との間の関係を確定する一連の作業（トレーサビリティが確保された標準による作業を含む。）を想定しています。

○ 「参照の標準」とは、計器、実量器又は標準物質を校正又は検査するために用いる標準を想定しています。

○ 研究室等で使用する製品であっても、研究等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「研究を目的とする製品」等には該当しません。

#### （2）－3 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び繼電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCL）及び外部電極蛍光ランプ（EEL）並びに計測器

○ 規制開始日前に製造された製品の交換用部品（部品交換・維持管理・改修等）であって、例えば口金がカスタム仕様であるなどにより無水銀の製品（水銀含有基準があるものは基準適合品）に交換のきかないものなどは、「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない」ものに該当する可能性がありますが、個別の状況に照らし都度判断します。一方、日本国内の規制開始日以降に（国外で）製造される製品の交換用のものは、該当しないものとして取り扱います。

○ 「電子ディスプレイ」とは、「図形・文字・画像等を表示する、表示部が電子部品で構成された表示装置」を意味するものであり、テレビジョン受信機、電子機器（デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム等）の表示部、産業用機械の制御盤における表示部等に使用されているものを指します。パソコンの外部モニタ等の独立して売買の対象となる製品そのものに限らず、工作機械の制御盤の表示部等、他の製品の一部も含みます。

## (2) - 4 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品

- 「伝統的な慣行」としては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項各号に規定する文化財の修復・復元等や、伝統的な技術・技法が用いられた建造物、絵画、彫刻、工芸品等の建造・制作・創作・模写・模造・修復・復元等が想定されます。
- 「宗教上の実践」としては、宗教団体が特に宗教上の行為、儀式行事及び教誨（きょうかい）等のために使用する物品等が想定されます。

## (2) - 5 保存剤としてのチメロサールを含むワクチン

- ワクチンは動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤には当たらないため、特定水銀使用製品には該当しません。そのため、当然に「保存剤としてのチメロサールを含むワクチン」も特定水銀使用製品には該当しません。
- 他方、水銀を防除用途で含む保存剤については、「動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤」（令第 1 条第 8 号）として特定水銀使用製品になり得ます。
- また、医薬品等に添加される目的で製造される、チメロサールのみを添加した保存剤については、別途、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）の規制対象である可能性がございますので、厚生労働省等の担当部署へ御相談ください。

## (2) - 6 非電気式並びに電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度度の測定に使用されるもの）

- 主務大臣が水俣条約上の適用除外に該当すると判断した場合には許可を受けることができるところ、水俣条約附属書 A では、規制の対象となる非電気式並びに電気式及び電子式の計測器について以下のように定められています。次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度度の測定に使用されるものを除く。）
  - (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計
- 次の電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度度の測定に使用されるものを除く。）
  - (a) 溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器と溶融圧力感知器
- 「非電気式の」とは、製品の利用に当たって電気を用いない方式のものを指すと考えられます。「電気式及び電子式の計測器」は、何か少しでも電気を使っているものまで含まれていると解釈するのは適当ではなく、計測するために電気式及び電子式とする必要があるものを指します。
- 「大規模な装置」とは、工場、発電所・変電所、船舶等で使用される大規模な装置であって、正確・適切に測定できる水銀使用計測器が必要となるものを想定しています。

- 同一の製品であっても取り付ける対象となる装置等によって代替製品の利用可能性に差異が生じる可能性があり、当該規定による適用除外の範囲を外形的に判断することが困難であるため、令においても規定していません。従って、大規模な装置に取り付けられたものは、製造許可、用途適合承認の申請の度に個別に判断することとしております。
- 上記判断の際には、測定対象物の温度、圧力等の条件（例えば、高温、高圧若しくは当該装置が激しい振動を発する場合又は反応性の高い薬品等を使用する製造工程の近傍などの特殊な環境下にある場合）に応じて要求される精密度に鑑みて、水銀を含まない適当な代替製品では達成できないかどうかを基準とします。そのため、同一の製品であっても取り付ける対象となる装置等によって代替製品の利用可能性に差異が生じる可能性があります。

### （3）特定水銀使用製品であるリレーの規制措置の運用について

特定水銀使用製品のうち、「スイッチ及びリレー」については、スイッチを部品としてリレーの製造に用いる関係にあります。スイッチを部品としてリレーを製造する場合、本来は法第12条の用途適合承認だけでなく、リレーの製造について、法第6条の製造許可を受けなければなりません。しかしながら、法第12条と法第6条の申請は、審査内容が共通するため、法第6条の申請を省略し、法第12条の申請のみを行ってもよいこととします。

### （4）申請手続

ア. 本手引きに従って特定水銀使用製品製造許可申請書及び必要な添付書類を作成し、主務大臣（経済産業大臣）宛てに提出してください。申請書の宛先は、様式の「主務大臣 殿」のままにせず、「経済産業大臣 ○○ ○○ 殿」のように書き換えてください（P.15 記載要領参照）。複数の主務大臣が存在する特定水銀使用製品（P.6～8の表1の場合）にあっては、完全に同じ内容の申請書及び添付書類（必要な場合は、登記事項証明書又は戸籍謄本を含む。）を各大臣宛てに提出してください。事前相談はメール、電話やWEB会議等で行います。書類の提出は電子メールにてお願いしております。

#### （事前相談）

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 水銀担当

電話：03-3501-0080

メール：bz1-suigin@meti.go.jp

- イ. 申請は、特定水銀使用製品の種類ごとに必要になりますので、許可を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を製造しようとする場合は、改めて申請してください。
- 「種類」とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第1条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当

する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。

一方、名称や型式（型番）等が異なっていても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。

○型式がないものについては、空欄で構いません。

ウ. 申請は、特定水銀使用製品の種類に応じた規制開始日の6か月前から行うことができます。ただし、主務大臣による許可は、当該規制開始日以降に実施します。

#### ＜特定水銀使用製品製造許可申請に必要な書類一覧＞

	必要書類	説明の頁	記載例等の頁
申請書	表紙「特定水銀使用製品製造許可申請書」（様式第一）	P. 15	P. 15, 32
添付書類	特定水銀使用製品の種類を説明した書面（別添1） 特定水銀使用製品の用途を説明した書面（別添2） 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面（別添3） 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面（別添4） 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書	P. 16 P. 16 P. 17 P. 19 P. 19	P. 38 P. 39 P. 40-44 P. 45

提出の際はこの順番に束ねてください。

## (5) 特定水銀使用製品製造許可申請書の記載要領

特定水銀使用製品製造許可申請書	
○○年○月○日	
経済産業大臣 ○○ ○○ 殿	
(郵便番号) 123-4567	
住 所 県震が闇市日本八丁目9番10号	
氏 名 株式会社水銀使用製品製造所	
代表取締役 製造 一郎	
水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項の許可を受けたいの で、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
特定水銀使用製品の種類	圧力計 (細目: 液柱形圧力計)
特定水銀使用製品の名称及び 型式	液柱型圧力計 (HGP-G-99、HGP-G-99S)
特定水銀使用製品の製造予定 数量	5台
特定水銀使用製品の用途	圧力計の校正
その他参考となるべき事項	別添のとおり
備考	
<p>1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を、記載すること。</p> <p>2 別紙として以下の書類を添付すること。</p> <p>(1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面</p> <p>(2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面</p> <p>(3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面</p> <p>(4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	
担当部署 水銀使用製品製造課 担当者 製造 太郎 電話番号 123(456)7890	

住所は登記事項証明書又は住民登録上の表記に基づき記入。

特定水銀使用製品を製造しようとする者の名称及び代表者の氏名（法人の場合）又は氏名（個人の場合）を記入。

令第1条各号に掲げられた品目うち該当するものを記入。

上に記入した品目の詳細な分類を記入。日本標準商品分類や日本工業規格に準じて記入することが望ましい。

型式がない場合は特定水銀使用製品の名称のみで可（注1）。

用途の妥当性等を判断するための情報として記入。製造数量を厳密に管理するための情報ではないため、概数で可。

「条約で認められた用途」に該当するかどうかを判断するための情報を記入。

特記する事項がない場合は、空欄で可（注2）。

申請書の備考1に基づき、当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載。

注1：「特定水銀使用製品の名称及び型式」については、名称の後に括弧書きで型番を付記してください。

注2：この申請書及び添付書類内において、申請書の備考2に掲げる書類の他に「別紙」という表現は用いてください。

## (6) 許可申請に係る添付書類

(特定水銀使用製品の製造の許可の申請)

省令第二条 法第六条第二項の規定により同条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
  - 二 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
  - 三 特定水銀使用製品が申請に係る用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
  - 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第七条各号に該当しないことを証する書面
  - 五 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 2 法第六条第二項第四号の主務省令で定める事項は、製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式とする。

- ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面 【P. 16 参照】
  - イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面 【P. 16 参照】
  - ウ. 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面 【P. 17 参照】
  - エ. 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面
  - 申請者等が法第7条の各号に該当しない者である旨を宣誓した書面【P. 45 参照】を添付してください。
  - オ. 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書  
○定款及び発行日から3か月以内の登記事項証明書を添付してください。
- ※ エ及びオの書類は、同一者が、複数の種類の特定水銀使用製品について同時に申請する場合、申請件数にかかわらず、それぞれ1通とすることは可能です。

### (6) – 1 特定水銀使用製品の種類を説明した書面

製造しようとする特定水銀使用製品が、令第1条で定める特定水銀使用製品に該当する根拠として必要な仕様を明示してください。申請に係る名称及び型式が複数ある場合は、その名称及び型式ごとに仕様を記載し、それらの差異を明示してください。

なお、製品の構造、性質、目的等が申請に係る名称及び型式ごとに異なると認められる場合は、申請に係る種類（細目）が同じであっても、異なる種類の特定水銀使用製品として、その名称及び型式ごとに別途申請が必要となります。

### (6) – 2 特定水銀使用製品の用途を説明した書面

製造しようとする特定水銀使用製品の用途を具体的に説明してください。また、水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めその旨を記載してください。

## （6）－3 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面

申請に係る特定水銀使用製品を申請した用途に用いることが確実である旨を記載してください。また、申請した用途に用いられない余剰分について、適切に処分する旨を記載してください。

当該特定水銀使用製品を譲渡又は販売する場合は、相手方が最終的に申請した用途に用いることを事前・事後に確認する旨を記載してください。この場合においては、申請者が行う措置と同等の措置を相手方においても講じることを、あらかじめ書面【P. 43～44 参照】にて確認し、それを併せて提出することが必要です。

## （7）許可審査基準

### （許可の基準）

法第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

法第6条第1項に定める特定水銀使用製品の製造の許可に際しては、申請書及び添付書類の記載内容について、以下の基準に基づき審査します。

## （7）－1 特定水銀使用製品製造許可申請書

- 特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成二十七年 厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）に定められた様式かどうか。
- 「申請者」の欄について、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）が記載されていること。
- 「特定水銀使用製品の種類」の欄について、令第1条で定める特定水銀使用製品の種類及びその細目（日本標準商品分類（平成2年6月改定）における最も詳細な分類又はこれと同等程度の詳細な分類（例：当該製品を規定した日本工業規格による分類）をいう。以下同じ。）が記載されていること。「ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面」と同様の種類（細目を含む）が記載されていること。
- 「特定水銀使用製品の名称及び型式」の欄について、「特定水銀使用製品の種類」の欄で記載した特定水銀使用製品のうち、許可申請の対象となる具体的製品を特定できる記載になっていること。
- 「特定水銀使用製品の製造予定数量」の欄について、申請に係る特定水銀使用製品の用途に鑑みて、過大なものになっていないこと（用途の妥当性等を判断するための情報であり、製造数量を厳格に管理するための情報ではないことに留意）。
- 「特定水銀使用製品の用途」の欄は、「条約で認められた用途」に適合するものであること（P. 10 の『「条約で認められた用途」について』参照）。「イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面」と同様の用途が記載されていること。
- 「その他参考となるべき事項」の欄は、必要に応じて参考とする。

当該欄自体は審査の対象ではなく、特記する事項がない場合は、空欄でよい。

**(7) - 2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面**

- 特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の種類」及び「特定水銀使用製品の名称及び型式」に記載された内容を詳述する内容になっていること。
- 令第1条で定める特定水銀使用製品に該当することが明らかになっていること。
- 申請に係る名称及び型式が複数ある場合は、その名称及び型式ごとの差異が明らかにされていること。

**(7) - 3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面**

- 特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の用途」に記載された内容を詳述する内容になっていること。
- 「条約で認められた用途」に適合することが明らかになっていること（P.10の『「条約で認められた用途」について』参照）。

**(7) - 4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面**

- 申請に係る特定水銀使用製品を、申請者が自ら特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途（以下「申請用途」という。）で用いる場合は、当該特定水銀使用製品（ただし、必要な措置を講じた上で他者に譲渡又は販売（以下「譲渡等」という。）するものを除く。）を申請用途に用いることが確実であること。最終的に自ら用いない余剰分について、適切に処分することとしていること。
- 申請に係る特定水銀使用製品を、特定水銀使用製品を使用する者（以下「使用者」という。）に譲渡等する場合は、使用者が当該特定水銀使用製品を申請用途で用いることについて、使用者に対してあらかじめ確認することとしていること。申請者が、使用者が実際に申請用途で用いているかどうかの事後の確認を実施することとしていること。使用者が、申請用途以外の用途で特定水銀使用製品を用いていることが明らかになった場合には、申請者は当該特定水銀使用製品の供給を停止することとしていること。最終的に申請用途に用いられない余剰分について、適切に処分することとしていること。
- 申請に係る特定水銀使用製品を、他者に譲渡等する販売代理店その他の仲介者（以下「仲介者等」という。）に譲渡等する場合は、当該特定水銀使用製品が最終的に申請用途で用いされることについて、申請者が仲介者等に対してあらかじめ確認することとしていること（特定水銀使用製品が申請用途で用いられることを確保するために申請者が仲介者等に対して行う措置と同等の措置を仲介者等において講じることを、申請者が仲介者等に対して確認することとしていること）。仲介者等が、申請用途以外の用途で特定水銀使用製品を用いる者に特定水銀使用製品を譲渡等していることが明らかになった場合には、申請者は当該特定水銀使用製品の供給を停止することとしていること。最終的に申請用途に用いられない

余剰分について、適切に処分することとしていること。

**(7) – 5 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面**

- 申請者が法第7条各号に該当しないことが明らかになっていること。

**(7) – 6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書**

- 特定水銀使用製品製造許可申請書の「申請者」の欄に記載された内容と相違なきこと。

**(8) 主務大臣による許可の実施**

主務大臣は、審査により許可の基準を満たしていると認める場合は、申請者に許可した旨の文書を交付します。変更の許可申請の場合も、同様に文書を交付します。

**(9) 許可の有効期間**

（特定水銀使用製品の製造の許可）

法第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
  - 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
  - 四 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

特定水銀使用製品の製造は、水俣条約で認められた用途のために限定的に行われるものであることから、その種類や用途等に応じて異なる有効期間を設定することを想定しています。例えば、ある時点で代替製品が利用可能でないと判断された場合であっても、その後の技術開発等により代替製品が利用可能となる場合があること、また、長期間の製造の中止があった場合にはその製造の必要性や用途が明らかではないと考えられることも勘案することになります。

具体的な有効期間については、許可時点におけるそれぞれの製品の使用実態や技術的代替可能性を踏まえ、製品ごとに適当な期間を設定するため、一概には言えませんが、おおむね数年程度（例えば5年）とすることが想定されます。

## 2 許可後の手続

### (1) 変更の許可・届出

#### (1) - 1 変更の許可申請

##### (変更の許可等)

法第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

##### (用途変更の許可の申請)

省令第三条 法第九条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

##### ① 変更の許可が必要な場合

製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとするときは、製造の許可の場合と同様に、事前に特定水銀使用製品製造変更許可申請書【P. 33 参照】により申請を行い、変更の許可を受ける必要があります（法第9条第1項）。

##### ② 変更の許可申請の添付書類

以下の添付書類（変更後の書類）が必要です。

- 特定水銀使用製品の用途を説明した書面【P. 39 参照】
- 申請に係る特定水銀使用製品が、申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを確認できる書面【P. 40~44 参照】

##### ③ 事前の相談について

許可を受けずに法第6条第2項第3号に掲げる変更をした場合には法律違反となりますので、軽微な変更であっても事前にP. 13に記載の連絡先に御相談ください。

## (1) - 2 変更の届出

### (変更の許可等)

法第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### (氏名等変更の届出)

省令第四条 法第九条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の届出書には、法人にあっては、その法人の登記事項証明書を添えなければならない。

#### ① 変更の届出が必要な場合

氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）に変更があったときは、その旨の変更の届出【P. 34 参照】を行ってください。（法第9条第2項）

#### ② 事前の相談について

変更の内容によっては、届出ではなく許可申請が必要となる場合もありますので、事前に P. 13 に記載の連絡先に御相談ください。

## （2）承継の届出

### （承継）

法第十一條 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### （承継の届出）

省令第五条 法第十一條第二項の規定により許可製造者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四による届出書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十一條第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、別記様式第五による書面及び戸籍謄本
- 二 法第十一條第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、別記様式第六による書面及び戸籍謄本
- 三 法第十一條第二項の規定により合併又は分割によって許可製造者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

#### ①承継の届出が必要な場合

相続や合併等によって、許可製造者の地位を承継した場合は、許可製造者地位承継届出書【P. 35 参照】に戸籍謄本又は登記事項証明書を添えて、その旨を届け出る必要があります。氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）に変更があった場合、変更の届出【P. 34 参照】を行ってください。（法第 11 条第 2 項）

#### ②事前の相談について

承継の内容によって届出書その他の必要書類が異なりますので、事前に P. 13 に記載の連絡先に御相談ください。

### （3）主務大臣による許可の取消し等

#### （許可の取消し）

法第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

#### （欠格事由）

法第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

主務大臣は、許可製造者が次のような事項に該当するときは、許可の取消し、業務の停止などの処分を行います。

- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。
- ・心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者に該当することとなったとき。<sup>1</sup>
- ・不正の手段により法第6条第1項又は法第9条第1項の許可を受けたとき。
- ・変更許可を受けないで変更したとき。

<sup>1</sup> 法第7条第3号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定水銀使用製品の製造の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成27年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）第2条第3項）

### 3 既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認

#### (経過措置)

法附則第三条 第十二条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

#### (特定水銀使用製品の使用の制限)

法第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

#### (1) 特定水銀使用製品に係る承認を必要とする者

規制開始日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を、規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる者は、当該特定水銀使用製品の使用が水俣条約で認められた用途に適合するとして、主務大臣の承認を受ける必要があります。

当該特定水銀使用製品の種類及び、これが製造又は輸入された時期によって、根拠となる法令が異なります（以下①～⑥のいずれか）ので、表2「特定水銀使用製品、規制開始日及び用途適合承認の根拠法令」をご参照ください。

※用途適合承認を受けずに特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いた者は、3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処され、又はこれらが併科されます（法第32条第3号、法第12条本文）。

表2 特定水銀使用製品、規制開始日及び用途適合承認の根拠法令

	特定水銀使用製品	規制開始日	用途適合承認の根拠法令（注）
(1)-1	電池 ((1)-2 イ、ロを除く。)	●下記以外の電池 平成30(2018)年1月1日  ●ボタン電池であるアルカリマンガン電池 令和2(2020)年12月31日	①  ①又は②
(1)-2	イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の1%未満であって、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の2%未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	令和8(2026)年1月1日	④
(2)	スイッチ及びリレー	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(3)-1	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のもの）	平成30(2018)年1月1日	①
(3)-2	一般照明用の電球形蛍光ランプ（上記(3)-1以外のもので、定格消費電力が30ワット以下のもの）	令和8(2026)年1月1日	④
(3)-3	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（上記(3)-1以外のもの） 一般照明用の電球形蛍光ランプ（上記(3)-1、(3)-2以外のもの）	令和9(2027)年1月1日	⑤
(4)-1	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のもののうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成30(2018)年1月1日	①
(4)-2	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの ロ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの（上記(4)-1以外のもの）	令和9(2027)年1月1日	⑤
(4)-3	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 三波長形の蛍光体を用いたもの（上記(4)-1以外のもの）	令和10(2028)年1月1日	⑥
(5)-1	一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）であって、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	令和9(2027)年1月1日	⑤
(5)-2	一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）のうち、次に掲げるものであって三波長形の蛍光体を用いたもの	令和10(2028)年1月1日	⑥
(6)	一般照明用の高圧水銀ランプ	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(7)-1	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1,500ミリメートル以下のもの ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1,500ミリメートルを超えるもの	平成30(2018)年1月1日	①
(7)-2	(7)-1に該当しない、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ	令和8(2026)年1月1日	④
(8)	化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの）*2	平成30(2018)年1月1日	①

(9)	動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサール）を有効成0分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）	●下記以外のもの 平成30(2018)年1月1日  ●マーキュロクロム液 令和2(2020)年12月31日	①  ①又は②
(10)	気圧計（電気式のものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(11)	湿度計（電気式のもの及び(13)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(12)-1	圧力計（電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。） イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。口において同じ。）が1,300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が66,000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(12)-2	圧力計のうち、次に掲げるもの ロ 電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。） (1) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差の限度が一パーセントのもの (2) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が三パーセント以内のもの（(1)に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが一・五メートル以上のものに限る。）	令和8(2026)年1月1日	④
(13)	温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるものの（体温計であるものを除く。）を除く。） イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超える500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超える500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(14)	血圧計（電気式のものを除く。）	令和2(2020)年12月31日	①又は②
(15)	脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ	令和7(2025)年1月1日	③
(16)	真空ポンプ	令和7(2025)年1月1日	③
(17)	車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり	令和7(2025)年1月1日	③
(18)	写真フィルム及び印画紙	令和7(2025)年1月1日	③
(19)	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬	令和7(2025)年1月1日	③

（注）用途適合承認の根拠法令

① **水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第3条**

平成 30 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を平成 30 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

② **水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令附則第4条**

平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 30 日までの間に製造又は輸入された特定水銀使用製品（規制開始日が令和 2 年 12 月 31 日であるものに限る。）を令和 2 年 12 月 31 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

③ **令和 5 年水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第3条1項**

令和 7 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を令和 7 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

④ **令和 6 年水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第3条1項**

令和 8 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を令和 8 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

⑤ **令和 6 年水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第5条1項**

令和 9 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を令和 9 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

⑥ **令和 6 年水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第7条1項**

令和 10 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を令和 10 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

## （2）申請手続

- ア. 本手引き P. 29～30 に従って特定水銀使用製品の用途適合承認申請書及び必要な添付書類を作成し、主務大臣（経済産業大臣）宛てに提出してください。申請書の宛先は、様式の「主務大臣 殿」のままにせず、「経済産業大臣 ○○ ○○ 殿」のように書き換えてください（P. 15 記載要領参照）。主務大臣は、特定水銀使用製品ごとに表 1 (P. 6～8) のとおり整理されます。複数の主務大臣が存在する特定水銀使用製品にあっては、完全に同じ内容の申請書及び添付書類（必要な場合は、登記事項証明書又は戸籍謄本を含む。）を各大臣宛てに提出してください。事前相談はメールや電話でも差し支えありませんが、提出は電子メールにてお願ひいたします。連絡先は、P. 13 を御参照ください。
- イ. 申請は特定水銀使用製品の種類ごとに必要になりますので、承認を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を使用しようとする場合は、改めて申請してください。
- なお、特定水銀使用製品の種類が同じであれば 1 件の申請とすることができます。
- 「種類」とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第 1 条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。一方、名称や型式（型番）等が異なっていても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。
- 型式がないものについては、空欄で構いません。
- ウ. 申請は、特定水銀使用製品の種類に応じた規制開始日の 6か月前から行うことができます。ただし、主務大臣による承認は、当該規制開始日以降に実施します。

＜特定水銀使用製品に係る承認申請に必要な書類一覧＞

必要書類		説明の頁	記載例等の頁
申請書	表紙「特定水銀使用製品の用途適合承認申請書」（別添5）	P. 29	P. 46
添付書類	特定水銀使用製品の種類を説明した書面（別添1）	P. 29	P. 38
	特定水銀使用製品の用途を説明した書面（別添2）	P. 29	P. 39
	申請に係る特定水銀使用製品が、申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを確認できる書面（別添3）	P. 29	P. 40-44
	特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面	P. 29	
	申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書	P. 29	

提出の際はこの順番に束ねてください。

**（3）特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の記載要領**

特定水銀使用製品製造許可申請書に準じて記載してください【P. 15 参照】。ただし、「特定水銀使用製品の用途」については、申請に係る特定水銀使用製品をどのような製品の製造に部品として用いるのか、簡潔に記載してください。

**（4）承認申請に係る添付書類**

ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面【P. 16 参照】

イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面【P. 16 参照】

○申請に係る特定水銀使用製品をどのような製品の製造に部品として用いるのか（どのような製品に組み込むのか）を具体的に説明してください。また、水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めてその旨を記載してください。

ウ. 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面【P. 17 参照】

エ. 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面

○申請に係る特定水銀使用製品を製造又は輸入した事実及びその時期を証明するに足りる書面を添付してください。

オ. 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

- 定款及び発行日から3か月以内の登記事項証明書を添付してください。
- 同一者が、複数の種類の特定水銀使用製品について同時に申請する場合、申請件数にかかわらず、1通とすることは可能です。

#### **(5) 承認審査基準**

法附則第3条等、P. 25～27 の規定に基づく承認（規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いること）に際しては、申請書及び添付書類の記載内容について、以下の基準に基づき審査します。

##### **(5)－1 特定水銀使用製品の用途適合適用承認申請書**

○特定水銀使用製品の製造の許可の基準に準じて審査します。【P. 17～19 参照】

##### **(5)－2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面の妥当性【P. 18 参照】**

##### **(5)－3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面【P. 18 参照】**

##### **(5)－4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面の妥当性【P. 18 参照】**

##### **(5)－5 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面**

○特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期が、規制開始日以前であることが明らかであるか確認します。

##### **(5)－6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書**

○特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の「申請者」の欄に記載された内容と相違ないか確認します。

#### **(6) 主務大臣による承認の実施**

主務大臣は、審査により承認の基準を満たしていると認める場合は、申請者に承認した旨の文書を交付します。変更の承認申請の場合も、同様に文書を交付します。

### III 様式

- 1 特定水銀使用製品製造許可申請書（省令様式第一）（法第6条第1項関係）
- 2 特定水銀使用製品製造変更許可申請書（省令様式第二）（法第9条第1項関係）
- 3 特定水銀使用製品変更届出書（省令様式第三）（法第9条第2項関係）
- 4 許可製造者地位承継届出書（省令様式第四）（法第11条第2項関係）
- 5 許可製造者相続同意証明書（省令様式第五）（法第11条第2項関係）
- 6 許可製造者相続証明書（省令様式第六）（法第11条第2項関係）
- 7 特定水銀使用製品の種類説明書（別添1）
- 8 特定水銀使用製品の用途説明書（別添2）
- 9 特定水銀使用製品の用途確認書（別添3）
  - (1) 申請者が自ら用いる場合の記載例
  - (2) 申請者が自ら販売する場合の記載例
  - (3) 申請者が仲介者（販売代理店や商社等）に販売する場合の記載例
  - (4) 使用者から申請者宛ての確認書の記載例
  - (5) 仲介者（販売代理店や商社等）から申請者宛ての確認書の記載例
- 10 法第7条各号に該当しないことを証する書面（別添4）（法第7条関係）
- 11 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書（別添5）

様式第一（省令第二条関係）

特定水銀使用製品製造許可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	(細目 : )
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の製造予定数量	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
  - (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
  - (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
  - (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
  - (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面
  - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（省令第三条関係）

特定水銀使用製品製造変更許可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第1項の許可を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号	
特定水銀使用製品の種類 (細目 : )	
特定水銀使用製品の名称及び型式	
変更内容	変更前の特定水銀使用製品の用途
	変更後の特定水銀使用製品の用途
	変更後の特定水銀使用製品の製造予定数量
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
  - (1) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
  - (2) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「変更後の特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（省令第四条関係）

特定水銀使用製品変更届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第2項の規定により、次とおり届け出ます。

変更に係る許可の番号		
変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

備考

- 1 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（省令第五条関係）

許可製造者地位承継届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号	

備考

- 1 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（省令第五条関係）

許可製造者相続同意証明書

年 月 日

主務大臣 殿

証明者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第6条第1項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の氏名	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の住所	
相続開始の年月日	

備考

- 1 法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 証明書は、許可製造者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（省令第五条関係）

許可製造者相続証明書

年 月 日

主務大臣 殿

証明者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第6条第1項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継した者の氏名	
許可製造者の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

備考

- 1 法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 証明者は、2人以上とすること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 特定水銀使用製品の種類説明書

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の種類」の欄に記載した種類の詳細を次のとおり説明します。

### 記

#### 【種類の詳細な説明】

##### 備考

1 以下について記載すること。

(1) 電池

・水銀の含有量（濃度）

(2) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ

・水銀の含有量（重量） ・定格消費電力

(3) 上記（2）以外の一般照明用の蛍光ランプ

・水銀の含有量（重量） ・定格消費電力 ・蛍光体（三波長形、ハロりん酸塩系）

(4) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ

・水銀の含有量（重量） ・長さ

(5) 圧力計

・目使用温度の上限値 ・目量 ・計ることのできる最大の圧力（絶対圧力）

(6) 温度計

・計ることのできる最大の温度 ・目量 ・耐薬品性

3 水銀の含有量について、水銀化合物又は水銀合金にあっては、それらに含まれている水銀元素の量に換算した値を算出し記載すること。

(別添2)

## 特定水銀使用製品の用途説明書

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」の欄に記載した用途の詳細を下記のとおり説明します。

記

### 【用途の詳細な説明】

#### 備考

- 1 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めその旨を記載すること。

申請者が自ら用いる場合の記載例

(別添3)

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途にのみ、申請者が自ら用いる。
2. 自ら用いない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

申請者が自ら販売する場合の記載例

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者に販売する。
2. 当該特定水銀使用製品を用いる者が、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることを別添の様式により確認することとする。なお、当該特定水銀使用製品を用いる者が別添の様式に記載された内容に従わない場合は、当該特定水銀使用製品の供給を停止する。
3. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

申請者が仲介者（販売代理店や商社等）に販売する場合の記載例

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することが確実である者（以下「仲介者等」という。）に販売する。
2. 当該仲介者等が、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することを別添の様式により確認することとする。なお、当該仲介者等が別添の様式に記載された内容に従わない場合は、当該特定水銀使用製品の供給を停止する。
3. 当該仲介者等に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

使用者から申請者宛ての確認書の記載例（様式自由）

年 月 日

【申請者 名称】 御中

〔製品名〕の取扱いについての御確認

貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることについて、下記のとおり確認します。

記

1. 貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕を申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載された用途である「用途の記載」の製造に用います。
2. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載された用途である「用途の記載」の製造に用いない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分します。
3. 主務大臣が貴社に対して当該特定水銀使用製品に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力します。
4. 貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕の使用実績数量を1年度ごとに貴社に報告します。

以上

特定水銀使用製品を用いる者の名称

住所 : \* \* \* \* \* \* \*  
担当部署 : \* \* \* \* \*  
担当者氏名 : \* \* \* \*  
T E L : \* \* \* \* \* \*  
F A X : \* \* \* \* \* \*

仲介者（販売代理店や商社等）から申請者宛ての確認書の記載例（様式自由）

年　月　日

【申請者　名称】　御中

[製品名] の取扱いについての御確認

貴社から購入する特定水銀使用製品 [製品名] は、申請書「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることについて、下記のとおり確認します。

記

1. 貴社から購入する特定水銀使用製品 [製品名] を申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者又は申請書「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することが確実である者（以下「仲介者等」という。）に販売します。
2. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者又は当該仲介者等に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年日法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分します。
3. 主務大臣が貴社に対して当該特定水銀使用製品に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力します。

以上

特定水銀使用製品を販売する者の名称

住所 : \* \* \* \* \* \* \*  
担当部署 : \* \* \* \* \*  
担当者氏名 : \* \* \* \*  
TEL : \* \* \* \* \* \*  
FAX : \* \* \* \* \* \*

(別添4)

法第7条各号に該当しないことを証する書面

当法人（または個人）は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第7条各号に該当しないことを証明します。

記載事項

法人名（または氏名）：

所在地：

代表者氏名：

連絡先：

役員一覧（法人の場合）

1. 水銀による汚染の防止に関する法律第7条第1号に該当の有無
2. 水銀による汚染の防止に関する法律第7条第2号に該当の有無
3. 水銀による汚染の防止に関する法律第7条第3号に該当の有無
4. 水銀による汚染の防止に関する法律第7条第4号に該当の有無

宣言文

「上記のとおり、当法人及びその役員は、法第7条各号に該当しないことを確認しました。」

作成日： 年 月 日

代表者：

(別添5)

特定水銀使用製品の用途適合承認申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

赤字部分には表2(注)①~⑥に該当する法令名を上書きしたのち黒字にしてください。の規定により、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	(細目 : )
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
  - (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
  - (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
  - (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
  - (4) 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面
  - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。